

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 指定猟法禁止区域を指定する件二件 五三
- 鳥獣保護区を変更する件 五〇
- 鳥獣保護区の存続期間を更新する件二件 五〇
- 特別保護地区を指定する件 五三
- 特定猟具使用禁止区域を指定する件二件 五〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五〇
- 県営土地改良事業計画を定めた件 五〇
- 保安林の指定を解除する予定である件 五〇
- 道路の区域を変更する件三件 五〇

公 告

- 家畜人工授精に関する講習会を開催する件 五七
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 五七
- 随意契約の相手方を決定した件 五七

告 示

福島県告示第六百八十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定猟法の種類
鉛製散弾を使用する猟法
- 二 名称及び区域

名 称	区 域
牡丹池・松房池指定猟法禁止区域	西白河郡矢吹町松房地内の町道松房二号線と町道松倉大池線の交点を起点として、同町道を北東に進み、町道大久保七号線との交点に至り、同町道を南東に進み、町道大久保田町線との接点に至り、同町道を南西に進み、町道大久保十号線との接点に至り、同町道を南に進み、町道大久保五号線との接点に至り、同町道を南西に進み、県道須賀川・矢吹線との接点に至り、同県道を南東に進み、町道松房一号線との接点に至り、同町道を南東に進み、町道松房二号線との交点に至り、同町道を南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

（自然保護課）

福島県告示第六百八十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	区 域
阿賀川指定猟法禁止区域	河沼郡会津坂下町大字宮古地内の阿賀川左岸と国道四十九号線との交点を起点として、同国道を東に進み、同川右岸との交点に至り、同川右岸を南に進み、更に南東に進み、東北横断自動車道いわき新潟線との交点に至り、同自動車道を西に進み、同川左岸との交点に至り、同川左岸を北西に進み、宮川右岸との接点に至り、同川右岸を南西に進み、町道坂下東原線との交点に至り、同町道を北西に進み、同川左岸との交点に至り、同川左岸を北東に進み、阿賀川左岸との接点に至り、同川左岸を北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

<p>埴木崎指定猟法禁止区域</p>	<p>相馬郡新地町埴木崎地内の町道車田埴浜線と国道六号線の交点を起点として、同町道を東に進み、町道埴浜線に至り、同町道を北に進み、県道相馬巨理線に至り、同県道を北に進み、町道中里磯山線との接点に至り、同町道を北西に進み、JR常磐線との交点に至り、同町道を南に進み、埴川左岸との交点に至り、同川左岸を西に進み、農道五百六十一号線との交点に至り、同農道を北に進み、町道中里磯山線に至り、同町道を北西に進み、国道六号線との交点に至り、同国道を南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>
--------------------	---

三 存続期間
平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

(自然保護課)

福島県告示第六百八十三号

鳥獣保護区を設定する件（平成七年福島県告示第千四百四十四号）で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項に基づき、その区域を変更し、及び鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十五年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 名称及び区域

名 称	区 域
三春鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（田村郡三春町及び郡山市）

二 存続期間

平成七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

三春鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、三春町中心市街地周辺にありながら、区域内には舞鶴城跡、神社仏閣などが点在している。そのため当該地域に生息する鳥獣の保護を図り、

自然とのふれあいや環境教育の場、観光の場となる地域を確保することを目的とし、鳥獣保護区を設定している。平成二十五年四月に三春鳥獣保護区に隣接する地域に三春中学校が新設され、町営グラウンドも存在していることから、既存の鳥獣保護区を拡大して、自然とのふれあいや環境教育の場とするものである。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

（「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民生活課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

(自然保護課)

福島県告示第六百八十四号

鳥獣保護区を指定する件（平成十五年福島県告示第千二百一十二号及び第千二百一十二号）で指定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項に基づき、その存続期間を更新し、平成二十五年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 名称及び区域

名 称	区 域
蓬田山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（石川郡平田村、石川郡玉川村及び須賀川市）
水石山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（いわき市）

二 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 蓬田山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、蓬田岳を中心とする一帯であり、蓬田岳を源とする各沢から、一

名	称	区	域
信夫山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(福島市)		

一 名称及び区域

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第六百八十五号

鳥獣保護区を設定する件(平成五年福島県告示第千八百四号及び第千八百十五号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項に基づき、その存続期間を更新し、及び鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十五年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十九日

級河川北須川などが流れており、アカマツとコナラの混交林が広く分布している。混交林にはアオケラ、アカケラ、イノシシ、アナグマなど森林性の鳥獣が生息し、その他河川等の環境にはマガモ、カワセミ、ヒバリ、イタチなどの水鳥や草地性鳥獣など多様な野生生物が見られる。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 水石山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、いわき市中央部からやや北西に位置し、区域のほぼ全域がアカマツやスギを主とする針葉樹林と落葉広葉樹林からなっており、区域全域にはヤマドリ、オオアカケラ、フクロウ、ニホンリス等の森林性鳥獣が見られ、小玉川沿いの溪畔林にはヤマシギ、ヤマセミ、ミソサザイ、サンコウチョウ等が確認されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

二 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成四十五年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 信夫山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、福島市中心市街地北部に位置する孤立した里山であり、東に阿武隈川が流れ、市街地に残る数少ない樹林帯であり、アカマツ、ネズなどの針葉樹や、コナラ、クリ、トネリコなどの広葉樹が多く存在する。ウゲイス、アオケラ、ホンドタヌキなどの多種多様な鳥獣の生息(飛来)が確認される。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

母畑鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(石川郡石川町、石川郡玉川村及び石川郡平田村)
山橋鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(石川郡石川町)
浅川鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(石川郡浅川町)
大久田鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(石川郡古殿町)
殿上鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(田村市)
吉ヶ平ダム鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(会津若松市)
相川鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(喜多方市)
大山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(耶麻郡西会津町)
駒止湿原鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(南会津郡南会津町)
音金鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(南会津郡下郷町)
田代山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(南会津郡南会津町)
芝山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(いわき市)

2 母畑鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、石川郡石川町の中心部より北から北東にかけて位置し、石川郡玉川村及び石川郡平田村にも広がっている。地形は起伏が多く変化に富んでおり、北須川が千五沢ダムを経て区域内を流れている。区域内は植生が多く、ヤマドリ、キジ、リス、イタチ等の多種多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 山橋鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、石川郡石川町の中心部より南から南東にかけて位置し、起伏に富んだ地形で、多くの広葉樹林のなかには鳥獣に最適な食餌植物が豊富にあることから、キジ、ヤマドリ、イタチ、リス等の多種多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

4 浅川鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、石川郡浅川町の中央に位置し、城山を中心に山林、田畑及び市街地で構成されている。山林がほとんどで、スギ、アカマツ、ヒノキ、クスギがあり、キジ、オナガをはじめとして多種の鳥類や、リス、イタチをはじめとした多種の哺乳類が確認されており、採餌、休憩及び繁殖の場として当該地域を利用している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

5 大久田鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、石川郡古殿町の標高約五百メートルの山あいに位置し、スギ、マツなどの針葉樹とヒノキ、ヤマザクラ、トチノキなどの落葉広葉樹との混交林で

林相の変化に富んでいる。動物相はキジ、ヤマドリ、コジュケイ等の鳥類と、イノシシ、キツネ、タヌキ等の獣類が中心である。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

6 殿上鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、田村市常葉町の北部に位置する原野と山林地帯であり、スギ、ナラ、マツなどの自然林やオーチャードグラス、イタリアングラスなどの放牧地が多く存在し、キジ、ヤマドリ、リス、ウサギなどの多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

7 吉ヶ平ダム鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、会津若松市の東部に位置し、吉ヶ平ダム及びその湖水面、別荘地等から構成されている。植物はコナラ、ミズナラを中心とした雑木の一次林が多く、動物はダム湖の環境を好む、カモ、アイサ、バンなどの水鳥が多く見られる。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

8 相川鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、喜多方市に位置し、国道四百五十九号線の東及び南に接する丘陵地で広葉樹林が多く、ヤマブドウ、ガマズミ、ニシキギ、マユミ等の食餌植物が豊富であり、ヤマドリ、キジ、カケス、メジロなどの野鳥とタヌキ、キツネ、ツキノワグマなど多くの鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

9 大山鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、耶麻郡西会津町の南西部に位置し、新潟県との県境に位置する山地帯であり、ミズナラ、ブナ、イタヤカエデ、トチノキ、カツラ及びチシマザサ群落で構成された森林があり、ミズナラ及びブナ高木林と低木群落が複雑に錯綜した植生となっている。特別天然記念物であるニホンカモシカが生息しており、また、鳥類ではクマタカ、アカシヨウビン、クロツグミなどのレッドデータブック希少種が観察されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

10 駒止湿原鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、南会津郡南会津町にあり、大沼郡昭和村との境界に位置する森林地帯で、国の天然記念物に指定されている駒止湿原に隣接している。ブナをはじめとした落葉広葉樹が広がり、豊富な水分や植物に恵まれ、ツキノワグマやニホンカモシカなど多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

11 音金鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、南会津郡下郷町の南西部、南会津郡南会津町との境界に位置する針葉樹林や広葉樹林の広がる広大な森林地帯であり、ツキノワグマやニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

12 田代山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、南会津郡南会津町内の尾瀬国立公園に指定されている田代山の東側に位置し、南側は栃木県と接している。台地状の山頂付近は高層湿原が広がり、山頂周辺はクロベ、コメツガ等の常緑針葉樹、比較的低地ではブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹で構成される原生林に覆われており、ウグイス、ホシガラス等の鳥

類や、タヌキ、テン等の獣類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

13 芝山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、いわき市の西部に位置しており、天然林、人工林、広葉樹、針葉樹の混交林であり、ヒヨドリ、シジュウカラ等の鳥類や、イタチ、リス等の獣類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

(自然保護課)

福島県告示第六百八十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 名称及び区域

名 称	区 域
駒止湿原鳥獣保護区駒止湿原特別保護地区	別紙区域図のとおり（南会津郡南会津町）
田代山鳥獣保護区田代山特別保護地区	別紙区域図のとおり（南会津郡南会津町）

二 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成四十五年十月三十一日まで

三 当該特別保護地区の保護に関する指針

1 駒止湿原鳥獣保護区駒止湿原特別保護地区

- (一) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
特別保護地区の指定目的

駒止湿原鳥獣保護区は、南会津郡南会津町と大沼郡昭和村の境界に位置し、国の天然記念物に指定されている駒止湿原や針生鳥獣保護区と接しており、豊富な水分や植物に恵まれ、ツキノワグマやニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。

この中でも鳥獣保護区の東側に広がる特別保護地区は、四方を山岳、河川により囲まれた丘陵にあり、天然ブナの落葉広葉樹林が広がる森林地帯となっており、その恵まれた自然環境を反映して多種多様な植物及び鳥獣の良好な生息地として重要な地域となっている。

このため、当該区域は、駒止湿原鳥獣保護区の中でも特に保護する区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 田代山鳥獣保護区田代山特別保護地区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

- (二) 鳥獣保護区の指定目的

田代山鳥獣保護区は、尾瀬国立公園に指定されている田代山の東側に位置し、地形的に珍しい山頂湿原や四季折々の高山植物を見ることができ、そのため、そのすばらしい自然と景観美を味わおうと多くの登山客が訪れている。また、天然の広葉樹林や針葉樹林が一体を覆っていることから野生鳥獣の生息にも適している。

特に田代山山頂を中心とする区域で田代山鳥獣保護区の中央から西側に位置し、国有林に隣接している地区は、尾瀬国立公園にも指定されており、山頂湿原を中心に高山植物及び湿原植生や、周辺に広がる天然の針葉樹林など、良好な鳥獣の生息環境となっている。

このため、当該区域は、田代山鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第六百八十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条

第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。
平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器
- 二 名称及び区域

名 称	区 域	城
伊達特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(伊達市及び福島市)
半田沼特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(伊達郡桑折町)
桑折町上郡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(伊達郡桑折町)
川俣特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(伊達郡川俣町)
鬼生田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(郡山市)
根本屋特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(郡山市)
岩井沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(田村市)
古道特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(田村市)
古殿特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(石川郡古殿町)
一の又芝原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(西白河郡西郷村)

大洲特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬市）
西の沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡広野町）
四倉大野特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）
矢田川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）
小名浜住吉特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）
泉ヶ丘ニュータウン特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。（自然保護課）

福島県告示第六百八十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域
大磯特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供す

雫下特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
原町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
上繁岡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡檜葉町）
上井出特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡檜葉町）
天神岬スポーツ公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡檜葉町）
下小埜特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡檜葉町）
清水特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）
早渡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡川内村）
大柿ダム特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡浪江町）
金ヶ森特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡浪江町）
上ノ原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡浪江町）

る。)

(自然保護課)

福島県告示第六百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十月二十九日から同年十一月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

二 マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字出水上二番ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

騒音の発生及び廃棄物等に関する事項

騒音はもとより、公害防止並びに環境保全に十分留意するとともに、苦情等の問題が生じた際は早急に誠意ある対応をすること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、須賀川市土地改良区から平成二十五年十月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十二日認可した。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第六百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、ふるどの東地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書の写し

三 縦覧の期間

平成二十五年十月三十日から

同 年十一月十八日まで

(二十日間)

縦覧の場所

古殿町役場

(農村計画課)

福島県告示第六百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除予定保安林の所在場所

二 双葉郡楢葉町大字井出字本釜九七の一から九七の四まで

三 保安林として指定された目的

潮害の防備

解除の理由

指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第六百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十五年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道上移 常葉線	田村市船引町中山字塚 田一六六番地先から 同 市船引町中山字塚 田一六六番地先まで	変更前	変更後	六・二〇	五九・四
		変更後	変更後	六・六〇	五九・四

(道路計画課)

福島県告示第六百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十五年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	南会津郡南会津町高野 字廻館一四番一地先か ら 同 郡同 町高野 字廻館三六番一地先ま で	変更前 変更後	五・〇 七・八 六・三 一七・三	五二・四 五二・四 五二・四

(道路計画課)

福島県告示第六百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十五年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 川俣線	相馬郡飯館村芦原字白 金七三番二地先から 同 郡同 村芦原字神 前一一番二地先まで	変更前 変更後	九・四 四四・五 一三・八 一六二・四	一、二三〇・〇 一、二三〇・〇

(道路計画課)

公 告

公告第三百三十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 開催期日

平成二十六年一月二十八日から同年三月四日まで

二 場所

1 学科、実習(二の2に掲げる実習を除く。)及び修業試験

西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地の一 福島県農業総合センター農業短期大 学校

2 実習(精液の採取、保存液の調整、精液の希釈、精液の液状保存及び凍結保存に係るものに限る。)

三 福島市荒井字地蔵原甲十八番地 福島県農業総合センター畜産研究所 対象家畜の種類

牛

四 受講人員

二十名程度

五 受講資格

家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者

六 受講手続

1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、平成二十五年十二月十日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、平成二十五年十二月二十五日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

七 その他

1 選考申込者が定員を超過した場合は、書類選考により受講者を決定する。

2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

(畜産課)

公告第三百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、川中子地区に係る県営湛水防除事業の工事は、平成二十五年五月二十四日完了したので

公告する。
平成二十五年十月二十九日

福島県知事 佐藤雄平
(農村計画課)

公告第341号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（中間処理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月29日

福島県県北流域下水道建設事務所長 吉 成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（中間処理） 600 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年9月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
栃木ハイトラスト株式会社 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
50,400円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）